

一九三九年英・ポーランド相互援助条約の締結 (一)

北島 平一郎

もくじ

はしがき

一 第一次世界大戦後ポーランドの外交・条約関係

二 ポーランドの外交

ドイツの対ポーランド要求

ルテニアとハンガリー

独ポ両国外相ワルソー会談

三 英国宥和政策の転換

英國の対ポーランド独立・領土保障

英仏対ポーランド保障への道

ペック外相の英京訪問

英國独立保障の拡大

ダンチッヒ情勢の緊迫 (以上本号)

はしがき

筆者はさきに大阪経済法科大学法学論集に「一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒」と「一九三九年英仏ソ三國交渉と軍事会談」の小論をそれなりに発表した。これらにつき大方の御叱正を乞い上げてゐる次第であります。

今回表題の如く、これらの関係につき、尚、英ポーランド両国関係を筆者なりに論じることとした。これについてもとより問題は多く、また多岐にわたつていて、よく小論のこれらをおおうことは勿論出来ない次第ですが、敢えてその一端につきこれを試みる次第です。

ポーランドと英國の結びつきは甚だ迂遠で、最初は、両国夫々相手方との結合を考えなかつた。それがポーランドの対独ソ安全保障体制が破綻することから両国の急速な接近結合となるものです。小論は二部にわかれ、一部では英ポーランド両国接近の経緯を、二部では英ポーランド同盟条約の締結をとりあげます。これにつき、大方の御叱正を得ることをえますれば筆者望外の喜びであります。

一 第一次世界大戦後ポーランドの外交・条約関係

一九三九年八月二三日、独ソ両国間に不可侵協定が結ばれた。⁽¹⁾その内容は、ポーランドの両国による分割を主としたものであつた。これは内容というより、両国結合の為の餌であったと言つた方が適切なのかも知れない。それ程この挙が悪業であつたことは、言う迄もない。それは第一回ポーランド分割（一七七二年、一七九三年、そして一七九五年）よりも、一挙に戦争と流血を以て分割を果した点、尚一層の地獄の悪業であつたと言える。小論においては、

同協定への英仏ポーランド三國の外交的対応をそれなりに考究する。ポーランドは、第一次世界大戦の終結と共に中世大ポーランドの版図回復を呼号して近隣諸地域に侵入し（ガリシア、テッセン、ビルナ、グロドノ等）、目をまといところではドイツから、上部シレジアをほとんど奪取（人民投票の結果を自国有利にまげてダンチッヒを自由市とし、所謂回廊地方を奪取したのはベルサイユ平和の解決⁽²⁾）。ソ連からはカーヴン・ライン（Ligne Curzon）を東へ一五〇哩も喰いこんでソ連領土をかすめとった。この一挙は、ソ連との戦争となり、最後ポーランドはこれに勝利を収めて意氣頗る上ったのであった（一九二〇・四一—一九二一・三一・一八、*Traité de Riga*⁽³⁾）。

第一次世界大戦直後のポーランドの对外政策実行は、かくの如く強行策一点張りであった。この意味からすると一九三九年の独ソ両国によるポーランド分割は、そのおかえしとして、奪われたものをとりかえし、ことのついでにボーランド本体まで奪いとつてしまつたものとも言える。この事あるを恐れてポーランドは、第一次世界大戦後国境をあくまで防衛する為、種々の思惑をこらした外交を展開した。そして最も恐ろしい独ソ二国との関係良好を果すことにして、腐心すると共にフランス安全圏に身を投じて国際連盟の枠の中で、そこに自国の安全保障を求めたのである。前者の主なものには、ドイツ・一九三四年一月二二日・*Pacte germano-polonais de non-intervention*⁽⁴⁾。ソ連とは、一九二九年・戦争放棄の協定をエストニア、ラトビア、ルーマニアと締結⁽⁵⁾、一九三一年七月一九日・*Traité de non-agression russo-polonais*を得た⁽⁶⁾。これは、一九三四年五月五日、ドイツのそれと同様に期限一〇年に延長された⁽⁷⁾。フランス安全保障は、同国との間に一九二一年一月二二日・*Pacte consultatif et Convention militaire franco-polonaise*を得、一九二五年一〇月一六日・*Traité d'assistance mutuelle franco-polonais*を得た⁽⁸⁾（これはロカルノ条約の一環をなすものであった）。この他小協商に参画するルーマニアとの間に一九二一年三月三一日、

一九三九年一月一六日、英波同盟、相互保障条約を締結してゐる。

それがポーランドの第一次世界大戦以来の自国膨張と安全保障の為の外交であった。何よりも直ちに感得出来るのは、いよいよ西欧陣営一方の雄である英國の姿がなきことである。國際連盟の主要支柱国であるそれが全くハリにな姿をみせていない。まいに奇妙な外交現象である。英國が近づかなかつたのが、ポーランドが近づかなかつたのか。とにかく両国の結婚のやうはなこ。この二つの動向——最後は英國の対ポーランド独立・領土的・一体保障と英ポーランド同盟条約 (Traité d'alliance anglo-polonais de 25 août, 1939)⁽¹²⁾ がだれ——を検討し跡づけることが、小論の目的である。英國側のいたゞくの疑惑は、前掲稿で述べたのど、ハリでは繰りかえらない。従つて小論では、ヨーロッパの動向が注心したまゝ、この二月十九年一月十五日、チニッコスロバキアの解体以後の対ヨーロッパ活動かの筆をやめぬといふべからず。

Abbreviations

- DDF. Documents diplomatique français, 2e Série(1936-1939), ministère des Affaires étrangères, Commission de Publication des Documents relatifs aux Origines de La Guerre 1939-1945, Imprimerie nationale, 1972.
- hd (1919-1990). histoire diplomatique de 1919 à nos jours, Jean-Baptiste Duroseille, Dalloz, 10e édition, 1990.
- DiB. Diplomat in Berlin, 1933-39, Papers and Memoirs of Józef Lipski, Ambassador of Poland, edit. by Wacław Jedrzejewicz, Columbia Univ. Press, 1968.
- DBFP. Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, Third Series, 1939, H.M.S.O. 1951.
- FP. La Faillite de la Paix, de l'Affaire étiopienne à la Guerre (1936-1939), Maurice Baumont, Presses universitaires de France, 1968.
- WAB. The World Almanac Book of World War II, the complete and comprehensive documentary of World War II, edit.

by Brigadier Peter Young, A Bison Book Limited, 1981.

FPP. Foreign Policy of Poland, 1919-1939, From the Rebirth of the Polish Republic to World War II, Roman Debicki, Frederick A. Praeger, 1962.

MIT. The Major International Treaties, 1917-1973, A History and Guide with Texts, J.A.S. Grenville, Richard Clay(The Chaucer Press), Ltd., 1974.

VAHD. Vingt Ans d'Histoire diplomatique, 1919-1939, Jacques Chastenet, Éditions du Milleu du Monde, 1945.

(→) 大阪経済法科大学法政論集(大阪法政論集)、第11号(1939・11)、悪魔、1939年不^可侵協定の発^ハ交渉の彌縫、
目次一覧。

(△) MIT. p.43.

(△) hd(1919-1990). pp. 44-46.

(△) ibid. p. 169.

(△) MIT. p. 109.

(△) ibid. p. 145.

(△) ibid. p. 147.

(△) ibid. p. 116. (Franco-Polish Agreement, 19 February 1921. Secret Franco-Polish Military Convention, 21 February 1921.)

(△) VAHD. p. 67.

(△) ibid. p. 166.

(△) 法政論集第11号、拙稿、1939年英仏^ハ国交渉と軍事会談。

一一 ポーランドの外交

ドイツの対ポーランド要求

ヒットラーの外交と戦略は、勿論チエッコスロバキア解体の成功とそれ以前とでは根本的に異なる。彼は、チエッコ以前その政戦略を西欧第一に指向していた。彼がポーランドを第一敵国としてその視野に入れるのは、チエッコ後のこととされる。即ち、彼はフランスを動搖させ、英國を脅威することをまず第一とし、その為、オランダに侵攻することを考えていた。これがうまくゆけば、自ら東方進撃への道が開けるというのであった。

それが、ズデーテン地方獲得、チエッコスロバキア諸地域の分割（独、ハンガリー、ポーランド等）という驚く程の大戦果を一兵も動かすことなく成就したヒットラーは、その発想を一八〇度転回してまず、ポーランドへ彼の歩武を進めることを第一目標とするに至った。⁽¹⁾ 一九三八年一〇月一四日、チエッコの屈服、英仏両国の敗北が明白となつた時点で早くもヒットラーはそれへの瀕踏みをするのである。ポーランド武力進攻（策戦白、Operation white）の決定は、チエッコ解体、英國の対ポーランド独立保障附与の直後、一九三九年四月三日となる。一九三八年一〇月二四日、リッペン・トロップは駐独ポーランド大使リップスキ（Josef Lipski）をベルヒテスガーデンに招致し、独ポ関係の世界史的解決（Gesamtlösung）と自称するプランを彼に示した。①ダンチッヒのドイツ編入。ポーランド・ポメラニアを横切る治外法権のハイウェイと鉄道の建設。②独ポ相互不侵略宣言の期間一五年への延長。③ポーランドの防共協定（anti-Comintern Pact）加入。⁽²⁾ ポーランドは、一九二一年一月九日、一九二五年一〇月一六日と再度にわたりてフランスと協定、同盟を締結。⁽³⁾ 小協商と共にその与党となつてベルサイユ体制支持派の巨頭（？）となつてい

た。しかしその膨張主義は、旧ポーランド王国の版図回復呼号となつて隣接各国と紛擾をくりかえし、一九二〇年には早くも独立ポーランドの国境画定にあきたらずとし、連合国最高会議の決定をくつがえして、ポーランド新国境をベッグ河線（カーゲンライン）からソ領・白ロシア、ウクライナに一五〇哩もくいこんだ南北線に決定していた。この為、ソ連邦（一九二〇年四月—一九二一年三月）と激しい戦争をくりひろげたのであった。この後ポーランドは所謂大国主義外交をふりかざして行動、その変幻自在の外交は、情勢の推移・変化と共に自らフランス陣営にとどまらず一九三二年七月二十五日、一九三四年五月五日と旧敵国ソ連邦に接近、協定、並びに不侵略協定を締結するに至つていた。⁽⁵⁾ ポーランドとソ連の結合は、フランスがソ連邦と同じく一九三二年一一月二九日、一九三五年五月二日と協定、相互援助条約を締結、協同するので、そのフランス陣営の枠組の中での行動と言えなくもなかつたが、一九三四年一月二六日、ドイツに接近して、それとの間に締結したドイツ、ポーランド不侵略協定は、明らかにフランス陣営から乖離したポーランド独壇上の離れ業外交の展開と言えた。この様にポーランドは、ソ連、ドイツの両敵国にはさまれた歴史的、地政学的弱点を自ら積極外交をふるうことによつて遮二無二転換し、情況の換骨奪胎をはからんとしたのであつた。⁽⁶⁾ それが、ここへきて、縷述したヒットラー薦進の結果、この要求に逢着したのであつた。仏独ソ三国を手玉にとる外交の展開は、ポーランドにとり、力にすぎ、荷が重すぎるという批判がここで、俄然注目されることとなる。リップントロップの要求に対し、リップスキは次の様に答えるのがやつとであった。ヒットラーを筆頭にナチ・リーダー達は、これ迄くりかえしダンチッヒとドイツは、ポーランドがダンチッヒのドイツ民族の事象に何ら干渉しない限り、自由市におけるポーランドの諸権利は、これを尊重する、と言明していたではないか、と。この要求に対するポーランドの判断は次の如くであった。①これによつてドイツは廻廊問題を前面に持ち出し、またダンチッヒ

をドイツに奪回する計画である。②防共協定へのポーランドの参加は、結局ポーランドのフランスとの紐帯をたち切り、はてはソ連と敵対してポーランドを孤立化させ、ドイツ征服政策の衛星にしてしまうものである、と。リッベントロップはこうも言った。ダンチッヒ解決がはかられれば、カルパト・ルテニア問題で、ドイツはポーランドの要求に副うことも出来る、と。カルパト・ルテニアではウクライナ人自治要求が、ウクライナと結合した大ウクライナ国家建設への大合唱となっていた。ナチ・ドイツはローゼンベルグ(Alfred Rosenberg)、ゲッブルス、ゲシュタポ、軍等がこれを推進していた。それをやめさそうというのが独外相の交換提案であった。⁽⁷⁾これにつき、勿論ソ連もウクライナ国創設には、反対であり、イタリアもドイツのバルカン、東欧進出阻止の目的で、ポーランドと同調的であったが、それは、ヒットラーの意向尊重の立場から何らかの動きに出ることは避けたい考えであった。

ルテニアとハンガリー

この複雑な情勢打開の為、ベックは、ハンガリーによるルテニア併合を考えた。これは結局一九三九年三月一五日、ヒットラーのボヘミア、モラビア占領、スロバキアの独保護領設定の結果、実現してしまうものであるが、このポーランドによるポ・ハ共同国境再確立の提案は、またこの時当然種々の波紋を関係国間に投げかけた。ポ・ハ国境は、一九一四年まで数世紀間続いていた（勿論、この時はポーランドはロシアの中の一地方であったが）歴史的なものであつた。これを再構築することは、今日、当然急激な変化をそこへ導き入れる。ルーマニアはカロル二世がこれに反対であり、ヒットラーも反対であったし、イタリアは、チアノ外相のみがベックと同一歩調であったが、肝心のムツソリーニは反対であった。

これらリッベントロップ要求に対するポーランドの公式解答は、一一月一九日になつてリブスキから彼に伝達され

た。①ダンチッヒのドイツ国返還は拒否。代りに独ポ双務協定の締結を望む。これは連盟による保障に代るものとなる。②ハイウエイと鉄道については、解決が必ずや、はかられるであろう（リップスキの答は、②については実現の含みをもたず様な曖昧なものであった）。そして防共協定については、何らの言及がなかつた。この拒否解答によつては、しかし会談は決裂せず続行する。一九三九年一月五日、ペックは、彼の休暇からの帰途ベルヒテスガーデンに招請された。ヒットラーは、そこではリッベントロップの強硬態度とは様かわり、ドイツ要求問題について、ペックに柔軟な対応を示した。彼はこの問題について決して既成事実 (fait accompli) のつくられることはない、と保障した。しかし、ヒットラーの言葉は、外交上決して守られることはない。それは、ズデーテン問題で証明ずみである。彼の食言は、この後もどこまでも続く。条約も言質も彼にとつては無に等しい。そこに人は、彼の幻想 (irrereden oder wahnsinnig) をみなければならぬ。結局、突然の災害をもたらすところになるそれを……。⁽⁸⁾

独ポ両国外相ワルソーカン談

一九三九年一月末リッベントロップは、ポ都を訪問した。一九三五年ペックの訪独に対する答訪とされ、また独ポ宣言五周年祝賀記念と銘うたれたそれであつた。リッベントロップは、大統領モシッキ (Ignaci Moscicki)、スマグリイ・リツツ元帥 (Marshal Smigly-Rydz) と会見した。彼等との会見はその線に副つたものであつた。しかし、ペックに對しては、彼等の会見のとき、先の独要求がそのまま持出された。会見は両名のみで、一時間つづいたという。ペックは困惑したが、答は依然拒否であつた。独外相は、ソビエト・ウクライナについて数回言及した。そして次の如く主張した。それが東からくるポーランドへの直接脅威の足場となる、この際ポーランド、ドイツ合作してこの脅威、そして共産主義浸透のそれを打破、阻止しなければならない、と。ヒットラーはソ連に対するボ軍の動員を必

要とし、それが対ソ戦争、中南部ソ連奪取作戦の場合の中核となることを側近に打明けていた。それが、その際敵に對し、同数の独国防軍を割愛し得ることとなる、と。これを背景としていた為か、リッペントロップの対ボ要求は執拗であった。しかしベックの拒否もまた執拗であった。拒否しつづけることは何を意味するか。ポーランドはソ・ボ条約への忠誠を変える心算はなかつたということである。それはそれでよかつたとしても、独ソ両強大国間に首鼠両端を持したポーランドの大国外交は、ここへくると早くもその破綻が明確となつたと言わねばならず、ここまできての拒否の続行は、ポーランドがドイツ東方進撃の癌となることを意味する以外のものではなかつた。独ボ条約継続の価格は、まさにこれであつた。ポーランドにはとても支払いきれない。独都へかえつたりッペントロップはこの情況をあからさまにヒットラーにつげた。会談不成功的罪をすべてベックにおおいかぶさねばならない。ヒットラーは、

しかし情勢上からか、一月三〇日の演説では、独ボ関係を依然ヨーロッパ政治生活における大きな安定的要素と主張しつづける、等した。ズデーテン解決を受けて欧州には、しかし乍ら、このヒットラー演説に象徴される様な樂観ムードがただよう氣配も無くもなかつたし、ミュンヘンで一旦避けられた戦争が、もう一度はこびこまれることはないという漠然とした安心的見透しもたゆたうのであった。しかしダンチッヒでは独ボ学生の衝突も起り、ワルソーの反獨デモもこれを受けて生起していた。ベルリンその他で反ジュウリイ施策の中でポーランド・ジュウリイも虐待され、ワルソーでは新聞を中心にしてこれに抗議のキャラムペーンが張られていた。⁽⁹⁾二月末、チアノが、一月末のベルグラード訪問に続いてワルソーを訪れた。ベックのローマ訪問への答訪といふことであった。ポーランド側はこれを機会としてそれはベックとのローマ会談のあとを受けるという形で、ハンガリー＝ルーマニア協調、ハンガリー＝ポーランド国境再建問題等イタリア側の気をひくそれらを会談の中で持ち出してみた。しかしチアノは、依然これらに冷淡な態度

で対蹠しただけであった。しかしこれらに、ルーマニア新外相ガフュンク (Grigore Gafencu) が彼等の従来のいきがかりを捨てる態度で贅意を表明した。これは、ポーランド側を喜ばせた。ガフュンクは、チアノの後でワルソーを訪問していたのであった。

三 英国宥和政策の転換

英國の対ポーランド独立・領土保障

これらの空氣をくつがえす様に三月一五日がやつてきた。このことにつきポーランド側は何ら事前の通告を受けていなかつた。しかしこの時、ポーランドは機をとらえてテッセン周辺を手中にするという举に出た。ここにはポーランドのしたたかさが出ている。リップスキは独メメル併合条約締結の前夜二二日、リッベントロップと会見していたが、メメル問題については彼の質問に対し独外相は何らの示唆も与えなかつた。ドイツのメメル併合は、ポーランドにより重大な北からの脅威を構成した。三月一五日によつてミヨンヘン協定締結時のヒットラーの食言は、火を見るより明らかな事象として世界の面前に浮び上がつた。「ズデーテンは（彼の）最後の領土要求」、「我々はこれ以上一人のチエック人も入用ではない」といったその時の数々の誓言は、じんへいたのか、一体、それは何を意味していだのか、そしてヒットラーにとり誓約とは何を意味しているのか。これらにつき人々の恐怖といきどおりと疑問はつきなかつた。

ポーランドの外政は大揺れにゆれる。この事態で、それは自ら、自らのみをたのむという外交を依然とり得ない。右せんか左せんか。東が駄目なら西に向う。北がふさがれば南を開こう。しかもそれは他人を頼つてのことであつた。

誰に安全を保障してもらうのか、保護してもらうのか、である。それをきめるのはポーランドである。これがポーランドの大国外交であった。

ドイツの強硬態度とミュンヘンの結末、そしてフランスのポーランド不信の増幅といった事態で、それは今回は、ソ独両国からはなれ、西に頭をめぐらして、早くにポーランドは英國に依頼する態度を具体化しようとしていた。独ソ両国にポーランド外交の運命をかけるという大晴業を自分からひっこめようというのであった。これは駐英ポーランド大使ラスジンスキー（Count Edward Raczyński）から英國政府に瀕踏みがなされ、ベックの訪英が四月に実現するということになつて、議題も緊急性を帯び、一般情勢の検討から最近歐州情勢の変化について、という具体的なもの迄含むこととなつていて。三月一五日は、こうした中で生起し、ポーランドの対英接近が正解という望ましからぬ事態となつたのであった。そして三月二〇日、英政府からの英仏ソ三国宣言にポーランドを含めるという提案がなされる。内容は、歐州国家に対する独立脅威の場合とするべき手段につき直ちに協議する、というものであつた。しかし誰よりもポーランドがこれを拒否する。ポーランドの外交転換とそれを受けたの歐州の情勢転換の中で、あつた。理由は、依然対ソ不信とこの顔ぶれの宣言は、ドイツを刺激して、ポーランド切角の東欧バランス外交をつきくずし、ドイツよりする戦争の危険を増大さすというものであつた。三月二三日、ベックは、ラスジンスキーを通じ、ドイツ侵攻の場合、無条件の英國援助の発動希望を内容とするその為の緊急性を帶びた双務協定の締結を示唆した。これが、ドイツの緊急行動発出の報をにぎった英國の意向と合致し、英仏両国による三月三一日の対ポーランド安全保障声明となつた。

英國外交的一大転換であった。英帝国保持を念頭に宥和一辺倒にその外交を貫いてきた英國もことここに及んで遂

に從來の政策を一擲した。それが英國によるポーランドへの一方的独立、領土一体性保障宣言であった。それ迄の英國の対枢軸対応は、ことここに至っては、果して何であったのか、何故もつと早い機会に、ということにもなるけれども、今はその様なことの詮索よりも英國遂にたつ、という凄絶さの方が歴史を書き換えようという観点から問題であつた。チャーチル首相の宣言は、次の如くであつた。

「私は、この機会をとらえて再び我が国王陛下の政府の一般的政策を申しのべることを喜びとする。これ迄、政府は、関係者間の自由討議を通じて彼等の間のすべての相異点を消去する様に努めてきた。これが最も自然且つ適当であると考えたからに外ならない。その見解は、平和的手段において解決出来ない問題は存在せず、話し合いにかわる実力行使との脅迫には何らの正当性もない、ということであつた。

貴下院が御存じの如く、政府は、現在、他の諸政府との間で種々の討議を行つてゐる。これらの討議が妥結する間に政府の立場を鮮明ならしめる為、私は貴下院に次のことを申達しなければならない。即ち、ポーランドの独立が脅威され、ポーランドがこれを全力をあげて排除しなければならないと考へる様な事態が生起した場合、政府は、その力にある全的支援をポーランドに与えることを義務と考へるということである。

尚私は、この場合、フランス政府も我が政府と同様の立場に立つことを私から宣明することを同政府から委嘱されたことをつけ加えたい。」

これは英議会下院でなされ、英ポーランド双務協定締結への会談が進捗中なるに鑑み、英政府は、ポーランドの独立を明白に脅威する一切の行動に対抗するすべての行為を支持する、というのであった（英ポ双務協定は八月二五日に締結される）。こうして英國の対ポ保障附与は、ルーマニア、ギリシア等にまで及ぶ。事態はこの動きの中で明確

化し、ポーランドの英仏との結びつきが前面に出たわけで、ポーランドの啻々鏃骨の対独ソ外交、少なくとも対独外交は、事態かく展開しては、ものの見事に破綻したと言わざるを得なかつた。

英仏対ポーランド保障への道

しかしこうなるには、魔の三月一五日から一週間に及ぶ、種々の可能性に対する瀬踏みが彼等の間で行われていたことも事実であつた。ハンガリーによるルテニア包含が結果したポ・ハ国境の実現でハンガリー、ルーマニア間に緊張が走り、大きな問題がわだかまつた。ポーランドは、当該二国と友好を持そと考へる。フランス大統領ルブラン(Albert Lebrun)は英京を訪問して談合をとげていたが、先の英國による四国会談を前提とした四国宣言発出提案に対し、ソ連が、これを原則賛成とし乍らこれにルーマニア、トルコを含めた六国会談計画を逆提案したことは重大であった。英仏両国の対ポーランド保障直前にこのことあるのは①英仏ソの相互牽引の必要性が第一次世界大戦になだれこむ前からお互いの意識の中にあつたこと、②いじへきて尚、しかし、大同小異が相互に消去処理せられない現実を如何せんという状態であることのあらわれ以外のものでなかつた。ポーランドの方では、三月二一日の独ポ会談のあとを受けてリップスキが、ベックに独態度の強硬と変化をつげるところあつたが、二六日対独回答として①懸案問題への拒否の不变更、②これに代るものとしてポーランド・ポスマニアを通じる交通利便の増加とダンチッヒ問題の談合を打出した。リップスキ評するリッベントロップ対ポ態度の冷酷化は、この回答を問題とせず、ポーランドの少数民族取扱いの行き過ぎ、反獨デモ是正を逆に訴えるにとどまつたところに明確に觀取された。独ポーランド交渉の結末は、二八日、ベックと独大使フォン・モルトケの間でつけられた。前者は後者に対し、独外相のダンチッヒにおけるポーランドの侵略的態度は、ドイツそのものに向けられたもの、という言明を引いて、ダンチッヒ状態の変更

をめざすドイツの一切の行動は、ポーランドに対する侵害以外のものとは認められない、と言い放ったのであつた。⁽¹¹⁾

ベック外相の英京訪問

この期に及んでも尚、ヒットラー自身は、ポーランドと決裂し、それを英國陣営内に放出してしまう考えをもたなかつた。彼の強気が一方、独ポ交渉の成功を信じ、ポーランドは自らダンチッヒを割譲出来ないとしても、問題解決の為、ドイツによるその軍事占領を寧ろ望んでいると想えていた。これ常人のはかり知れざる自尊自我的独特の心理作用であろうか。

ベックは、予定通り、四月三日、英京を訪問した。英國の一方的対ポ保障を英ポ双務的協定に昇華するのが目的とされた。これは、実質上英國の力に頼る事態で、尚、考えようによつては、英・ポーランド対等のドイツ封じ込め政策に固執するポーランドの面子外交という批判も聞かれそうな局面であつた。⁽¹²⁾ ベックは、大統領モントギーとスミグリ・リツツ元帥からその旨を強く吹きこまれていた。ベックはチャムバレン首相とハリファックス外相に会い、英國の獨対ポーランド侵略に關し、必要な場合、武力を行使する決意を聞かされた。一切の責任的觀念を喪失したドイツの前では、今やこれのみが、平和を救う唯一の道である、と。この時の両者談合のコミュニケが八月二五日の英ポ協定の実質的内容となるものであった。

ポーランドのこの大国主義外交は、しかし、ここで重大な問題決定をひき起す。英ポ接近を聞いたヒットラーは、例の激しい怒りに見舞われ、四月三日、ポーランド攻撃を一九三九年九月一日以降の日に断行することを「策戦白」のコード名の下にトップ・シークレットとして領袖に下達、その準備を下命すると共に一日、その細目を政治指導者達に示したのである。ポーランドの大主義膨張外交は、一九一九年以來、欧州、東欧に激しく展開され、独ソ両

大国疲弊のうちにその成功をかちとつてきたが、該両国の復活と共に、実質的に空洞化され、今回の運命に逢着することとなつたのであつた。実力を欠く名利外交が如何に空虚なものであるかを示す、これは、一大顯著例であつたと言えようか。

英京に到着したペックは、このことを知らず、ただ當時歐州をおおう不気味な雰囲気に、一方、対英國全面的依頼の態度を実質としながら他方、英ポーランド結合をその第三国、とくにドイツに対する影響において、最小限にしようと決意。英ポーランド結合は、仏ポーランド同盟の单なる延長に過ぎず、これについては、一九三四年一月二六日独ポーランド協定の不侵略宣言がその内容を承認しているところであるという理由づけを構成した。この理論はリップスキからワイヤッカーに四月六日、伝達された。しかし勿論後者は英ポーランド接近の事情の中でこの説明を諒承しなかつた。リップスキは、英ポ結合は二国間防衛的性格のものに過ぎず、ポーランドは反獨国家ブロックに加わることはない旨強調するところもあつたが、空しかつた。ペックは、ロンドンで情勢全く不知のまま、依然ポーランド自主外交を展開していたのであつたと言える。英國側は、この時はペックに対し、英ポ・システムをソ連邦に拡張、これをフランス協調を軸に打ちたてる平和戦線中にとりこむことの必要性をといた。しかし彼は、ソ連とのかかる意味での結合をあくまで拒否した。これはドイツの対ポ攻撃を誘発するのみである。英ポ結合と英國の武力行使決意が、ドイツを孤立させ、あわよくば、即時戦争をドイツにもち来すだらう。これがポーランド外相のヨミであった。ルーマニアをこの防御陣に組みこむことも彼は意見保留とした。これは、ルーマニアとの早急な結合で、ハンガリーとの談合機会を失うことは賢明ではないと彼が判断した結果であつた。⁽¹³⁾ 賽はすでにふられていたが、ペックの判断は、すべてはまだこれからだとするそれ以外のものではなかつた様であつた。ルーマニア問題は、ガフエンクが西欧訪問の途

次四月中旬、ポーランドを経由し、ベックと話し合いがもたれた。両国になすべきことが話し合われ、相互援助を内容とする同盟締結が合意された。目標はソ連とされたが、次いでハンガリー、ドイツによる侵害問題が上程され、前者のみでは、ルーマニア一国で充分とされたが、後者の加わる場合は、ポーランドもその矢面に立つことが合意された。この内容は、四月二三日、ガフエンクから英国政府に伝達された。

英國独立保障の拡大

四月七日、イタリアのアルバニア侵攻によつて局面は当然一層危機的様相を強め、比重は枢軸側に一層傾いた。イタリアの暴挙は、一九三八年の四月一六日、一一月一六日の英伊地中海現状維持誓約に真向から違背したもので、外交の危機は極まつたといわねばならなかつた。ここでギリシア、ユーゴースラビア、ルーマニアの運命が問題として前面に浮び上がる。ユーゴー、ルーマニアは小協商の一員であつたが、その三本柱の一つであつたチエッコスロバキアは、無惨に侵略、解体され、保障国であったフランス、ソ連邦は、この運命を甘受して、彼等のチエッコに対する援助義務を全く履行せず、拱手傍観していた。次に、そして最後の選択として英國立たずんば蒼生を如何せん、という状態で、事態は、そこまで進んでいた。そして英國は、宥和政策にふけつていて、その英國は遂に立つた。宥和政策の放擲である。ポーランドへの保障。しかし乍らこのことあつて旬日を出でずしてイタリアによるこの侵略である。あわてふためく西欧陣営。火の侵掠に荒爾たる枢軸陣営、この危機拡大の事態で四月一三日、英國下院での演説で、チエムバレン首相は、ポーランドへの保障をギリシア、ルーマニアへ拡張した。ユーゴースラビアが当然これに含まれるべきであつたろうが、それは、イタリアとの関係改善、ドイツの危険への考慮から英國保障を拒否するということが起つた。それは保障なき保障にチエッコの陰をみたのであらうか。フランスではダラヂエ首相が、同日、新聞へ

のステートメントで、対バルカン義務の拡張、ギリシア、ルーマニアへの保障を声明した。英仏陣営の政策転換が、重大な決意を秘めて愈々明瞭となつた。彼は、英ポ協定の締結に満足の意を表明し、仏ポ同盟を確認した。それは、彼等の利益に対する直接的・即時的情勢の一切に相互保障を与えるものであつた。それは、フランスのエッコスロバキアに対する保障と全く同一の文言であつた。法律の条文については、その様なもので、それはおくとしても、情勢が右の様に発展しては、英國の保障は、戦争を避ける為のものか、戦争を仕掛けるものか、判然としなくなつた。甚だ危険である。そして事態はまさに後の判断のさし示した如くになるのであるが、この情勢の急激広汎な発展に最も危惧を表明したのは、外ならぬベックであった。ギリシア、ルーマニアでも、英仏両国の保障に右の情勢を考えて独伊両国をおもんばかりた複雑な対応を示したことは、ボーランドの場合と同様と言えた。⁽¹⁴⁾

ダンチッヒ情勢の緊迫

この時（四月一六日）、米国大統領ルーズベルト（Franklin D. Roosevelt）は独伊指導者に情勢転回の為、一つの提案を行い、四半世紀間の政治休戦を呼びかけた。⁽¹⁵⁾ これらの一連の動きに応える為、ヒットラーは四月二八日、国会で演説して彼の立場を闡明した。しかしそれは、怒氣をふくんだ自らの主義に固執する断固たる強硬策の宣言にすぎなかつた。情勢に一喜一憂する人々の希望は、これで完全に打ちくだかれたと言えた。⁽¹⁶⁾ 訪英中のベックは、四月五日、英國下院でのスピーチに際し、ヒットラーの要求への応答をなし、対ソ連共同行動へのヒットラーの誤解を生じさせる声明を正し、ドイツ要求を婉曲に拒否すると共に友好な隣人として生きる為、平等互恵の条件で、ドイツと協議する用意があるとのべ、喝采を博した。ベックの堂々たる外交態度は、まさに大国のそれであつた。この内容は、ボーランド大使館からドイツ外務省へ伝達された。事態は、しかし、この為袋小路にまよい込み、リップスキさえ辞意を表

明してベックに慰留される次第となり、独軍、ポ軍共に一旦緩急の際にそなえて具体的準備に入るという展開となつた。ダンチッヒでは、偽装軍の組織があり、東プロシアから要員が流入して、クーデターの噂がしきりにとび交つた。ポーランド軍では一部動員が下令されたと言われ、四歩兵師団、一騎兵旅団、軍特別要員の召集が行われ、独戦略の研究と防墨並びに完全防衛の研究が強化された。しかし戦力三〇〇万を呼号するに至るナチス・ドイツの戦力にこの寡兵でポーランドは如何に戦うつもりであったのかという疑問は何時迄も残る。事実、ドイツのポーランド侵攻時（九月一日）のその兵数は五三三個師団、航空機一六〇〇機が当てられたのであった。⁽¹⁷⁾ ポーランド側は、英仏両国の軍事援助費を期待していた。その交渉は成功的ではなく、英國の援助は、独軍のポーランド領侵攻の後であった。ポ軍の不能率とその敗退は、主としてこの為であった、とポーランド側は、主張している。⁽¹⁸⁾

- (1) DDF, 2e série, t. XII, no. 85. フランソワ・ポンセ (François-Poncet) 聰独仏大使の報告（一九三八年一〇月一一日）によれば、マイシ国はポーランドのチュツコ問題解決によるオーデルベルグ占領にかんがみ、その代償としてダンチッヒの独領編入に同意するとのいふのが、ムジウスの噂が、マルクスと広がつてゐる。これに関連し、マルクスの噂を否定する報告もある。ibid., no. 162. 聰ワルツー仏大使 (Léon Noël) よりのダンチッヒ上院機関紙 (Le Vorposten) をひいてのそれ。
- (2) 法學論集第三十号、「一九三九年不可侵協定への独ノ交渉の端緒」、拙稿、五四一五五頁。
- (3) Roman Delicki, Foreign Policy of Poland, 1919-1939, Frederick A. Prager, 1988, p. 125. DDF, op. cit. no. 216, pp. 374-75. ハンザルバ (Anschluss) とマーティン併合解決の後、東プロシアの運命にいか回廊の消去ば、シットマーの「使命」達成の為の論理的帰結であり、彼の主たる事業の一環を形成するものであった。彼はペルシテスガーベーの熟考の中以上の概念をもて遊んだ。彼が「ボルシュビズム」とロシアに対する「友好独ポーランド同盟」(amitié et alliance)を次の領土的変更を両国関係の基礎とする代りに提案したことは、從つて当然の道すじであつて、その意味では驚くに当ひないことであつた。(1)ポーランドのグデニヤ保持——それによつて形成される純粹にポーランドの街と港。(2)グデニヤに至る鉄道のポーラ

ハシビリの保持。エスチュワード河とダーナンチャッヒ港の使用はポーランドに保障される。(3)回廊のドイツ帰属。(4)地方のスラブ族住民 (les Kachoubes) の上部シレジア、或いは、ポメラニアとポズナンに現実に居住するドイツ農民との交換。これでみるとショットナーの当初のポーランド想念は甚だ広大な征服企図で、実際にポーランドに提示されたものよりはるかに暴、且つ壮大である。これは現実提示のアランを世界史的解決と呼ぶ彼のひとりよがりの自大性があつたのがも知れない。

(4) L'accord franco-polonais du 19 septembre 1921, le traité de garantie mutuelle signé à Locarno le 16 octobre 1925 et la convention militaire franco-polonais du 21 février 1921. ふねひだ、軍事協定をやえや含んでいたが、第II国とへにドイツに締約国が攻撃の脅威を受けた場合、もしくはそれが、締約国の一に対して動員体制に入った場合、他方は一方に対しとするべき手段にて協議するなどを規定した。援助も規定されたが、それは、直接軍隊を派遣して行うそれではなく、技術的、物質的なそれだ、尚ほボーランド間の通交を確保するにも規定されていた。これを以てみれば、一九三九年三月三〇日の英仏両国の「ポーランド独立と領土一体保障はまさに画期的なそれであつたと言える。尤もその実行と実効は、同年九月一日の実際上の独軍侵寇がボーランドに対し加えられてからのことなるのであるけれど。即ち、その時英仏の対独敵対は、九月三〇日となつて、一曰既にポーランドは、その未明から独軍の猛爆と鉄兵に蹂躪されてしまつて、こないのであった。

(5) The Pact of Non-Aggression between the Soviet Union and Poland, 25 July 1932. 一九二一年三月一八日の平和条約(「和平戦争)が現在両国関係の基礎である。国際問題の解決は平和的手段によることが基本である。かくして一九二八年八月一七日にベリで調印せられた「戦争放棄協定」と一九二九年一月九日の「ヤコウ議定書」を補完・完成わすことを、本協定締結の目的とする。これを前文としてソ・ポ二国は、相互に攻撃、侵略の意図を放棄し、第三国と締約国の一方向との紛争に、地方ば、敵対国に援助を与へず、また一方への如何なる敵対条約にも参加しないことを誓約する。締約国間紛争は、如何なるかの和平手段以外には解決しない。解決困難なものは別途定める両国間仲裁の手続に附す。期間は、三四年、半年前廃棄通告なれば二年間延長。Protocol prolonging the Pact of Non-Aggression, 25 July 1932, with Final Protocol, 5 May 1934. 一九三九年ソ・ポ協定の有効な影響に鑑み、当該協定を締結する。この趣旨ども、当該協定を一九四五五年三月三〇日付にての効力を延長する。期限半年前廃棄通知なれば、協定は更に一年間有効となる。

(6) Gerhard L. Weinberg, the foreign policy of Hitler's Germany, Diplomatic Revolution in Europe, 1933-36, The Univ. of Chicago Press, 1970, pp. 57-67.

ショットナーは、早くも一九三九年一月頃、断固ボーランド回廊地域をドイツに奪回すると表明したことが新聞 (London Sunday Express of 13 Feb. 1933) によるあげられていた。ボーランドは、これに対し、何らかの断固、この地域を守るためにいた。この為か、ボーランドの時機、ダンチッヒのボーランド Westerplatte の守備隊を八八名から一〇〇名に増強し、これが種々、当然、物議をかもした。外相ベック (Josef Beck, 一九三九年一月一日、昇格) はフランスと個人的に摩擦があつた。彼は同國から Persona non grata と判定されたことがあつたからである。この関係からもボーランドがドイツに接近するようすがあつた。これに、ボーランドベックにすれば、脅威のドイツに接近し、その懷にとびこんでしまつてゐる一つの契機であつたと言えど。ショットナーの方は、選挙に熱中していたが、ダンチッヒに介入し、交渉の中で Ziehm, Ernst 政府の支持勢力が後退し選挙の举行となりた。民族国家社会黨のフォースター (Forster, Albert) は活躍してゐた。ボーランドの対独脅威が絶えず噂された。ショットナーは、内心独軍備の無力を熟知していた。この様な情勢の中でビルスズキー (Pilsudski, Józef) は、ショットナーとの接触を考え、ショットナーも駐独大使ウイソスキ (Wysoski, Alfred, since early 1931) との面談を承諾するに至つた。それは一九三九年五月一日に行われた。ベルサイユ条約の非違は、是正されねばならぬのが、それは武力によつてではない。ボーランドのダンチッヒにおける地位は、平和条約の決定以上のものであつてはない、といつた。ダンチッヒの選挙は、ナチ党を投票数においてカツカツの多数とした。こうした情勢の中で、五月一七日のドイツ国会 (Reichstag) でのショットナー・スピーチで、彼はボーランドとの双務協約の締結問題を示唆するに至つたのである。ダンチッヒ選挙の結果は民族國家社会黨のラウシュニング (Rauschning, Hermann) を上院の議長とした。そしてその内の内閣が誕生した。これらが、独ポ接近に至る情勢のそもそもの背景であつた。

(ト) Debicki, R., op. cit., pp. 126-30. 彼等は、ウェーバー、グラーツ、ライプチヒ等でラジオ宣伝をやっていた。海外向けのそれは、独立ウクライナ國家を印象づけることであった。ボーランドの憂慮は、これが、ボーランドのウクライナ少数民族を活性づけ、祖國の分裂に導くことであり、またルテニアは、共産主義活動の温床で、その反政府傾向もまた鋭いものがあり、更にはその運動の強力伝播が、ボーランドに起ることであつた。解決の一方法としてハンガリーが、ルテニアを合併することが望まれた。つまり數世紀間存在していたボーランド回廊を再現するということであった。これはボーランド友好を培うであろうし、又大ダニューブ構想の一環ともなるものであった。しかしこれにはルーマニアが、反対であった。ハンガリーの膨張は、ルーマニアにトランシルバニア返還につながるかも知れない要求をつきつけてくることが恐れられたからであつた。

(∞) Maurice Baumont, *La Faillite de La Paix***, Presses universitaires de France, 1968, pp. 835. ヒットラーは、一九三〇年一一月の「機運」、コペスキの訴えに接し、タハナム問題は、独ポ関係を壊すものではない、と宣言していた。この時、彼は明確に、この問題に「*un fait accompli*」はないといっていたのであった。アンソニルスの際もワルソによれば、問題は「オーストリアの国内問題である」という宣言によつて、ベルリンは、ダンチッヒに関するドイツ要求に注意を払うこととはなかった。しかし一九三八年九月二〇日になると、リップスキが、ヒットラーに完璧両国友好の為にジョウリイ問題の解決をはかる為、ダンチッヒ状勢の安定化に資する一条約の締結を示唆した時、ヒットラーは、「」の問題をとらえて外法権地域（une zone extraterritorialité）の鉄道に隣接するところ構想であった。されば、一九三五年からヒットラーにして示唆されていたと言ふ、彼のボーランドに対する態度は根元において、最初から固まつていたといふことが出来るのである。ヒットラーは、この根本観念の上で、ボーランドに色々なことを口から出まかせにしゃべつてゐたといふことと言えるのである。

(c) hd (1919-1990). 一一月一五日事件の前、危機のどの前兆もまだあらわれていなかつた時、一月五日、バック大佐は、ヒットラーによりペルヒテスガーデンに招かれた。彼は、最高の礼を以て迎えられ、ヒットラーは、ソ連に対抗する二国の共同にて強調した。彼は、改めてダンチッヒと回廊の問題を持出し、これが「既成事実」方式で処理されることはない、と約束した。全体的に、バックは、半途の満足を与えた。しかし彼は、フランス政府にドイツの要求事項が如何なるものであるかを（先の一〇月におけるよりも尚一層）明かすことではない。「バック大佐よりも興奮を遠くに押しやることはむづかしかつた」、ルノエ・ノエル（Léon Noël）はのべた。

フォン・リッゲントロップは、彼の巡回の途次一月の終りにボーランドに入った。これはウイルヘルムストラーゼの主人が、同國を訪れた最初であった。一九三四年一月条約の記念式典が行われた。フォン・リッゲントロップは、ソ連に対抗してボーランドを一つの共同に持ち來そうと試みた。目的は、ウクライナ征服の為である。この問題についても、ダンチッヒ問題と同様、彼は懇摯な拒絶に会う。それにもかかわらず、一月二〇日の彼の講演でヒットラーは依然独ポ友好関係を嘉みし、三月二日には、ボ大使との会談で同様の態度をとつた。

(10) DBFP. V. IV, No. 581. hd., pp. 236-39. 一一月一五日を以て、すべては変つた。チエコスロバキアの解体、サブ・カルパ

ト・ルテニアのハンガリーによる併合、ドイツのメメル奮回、これらはすべてポーランドに新しい危険をつくり出したのである。これらの危険は、リップスキとファン・リッペントロップ間の三月二六日、二七日の会談で火花を散らした。ポーランドは、反ソビエト陣営に加入することを求められた。ダンチッヒに対する要求が、新しくまた強力に提出された。騒擾が広がり、ナチ管区指導官フォルスターによつて組織された一揆が、三月二九日、ダンチッヒで決行されようとしていた。バルチック海では独海軍のデモンストレーションが繰り広げられるだろう。三月二八日、ジョセフ・ペックは、ダンチッヒの現状変更を認める位なら寧ろ、戦争に訴える、と宣言した。しかしひックが、多くの場合、ひとりで、ドイツとポーランドの友好関係を維持することが出来ることを輿論に反しながらも秘かにドイツに認識させうとしていたことは注意しなければならない。

(11) Dib. 一九三九年三月二一日、二六日の独外相とボ大使の会談と予想。ダンチッヒ問題は、以前と同様に続くであろう。ポーランドは、挑発されではない、上院議長の評価。三月二九日、ハンガリー外相(Csáky)は、ワイゼッカー(Weizsäcker, state secretary, 外務担当相)に彼がポーランドに影響したいとヒットラーに伝えて欲しいといつたが、ヒットラーは、彼のオーストリア時代、ハンガリーに反感をもつたから、それは無駄だと後者は答えた。ワイゼッカーは四月五日、駐ボ大使モルトケ(Moltke)に、ボーランドはこの段階でどうしようもないとのべ、リップスキの要請は受入れられない、しかし彼が、ボールを投げかえし、我々が彼等の提案を何らとりあわないのでという外観を与えないことが必要だと言つた。とにかくドイツのこれから意図をさぐられないことが必要である。

(12) DBFP. VII, No. 498. ポーランドの立場は、ドイツのチャコ解体によつて極端に弱化したことば、疑いを入れない。これ以上のドイツの東欧進出は、ポーランドにとり決定的有害となる。ポーランドとチャコをわけているこの問題は、ポーランドが、侵害に対し独立と領土の一体性をかけて戦えるということである。その結果は、希望なきものであるとしても。ポーランドの輿論は、最近の一連の出来事によつて大へんなショックを受けている。この事態については、ポーランドの全階層が認めており。Enclosure in No. 498, No. D2, 9. ポーランドの軍事力に関して言えば、軍隊は長い忍耐の末、よく訓練されている。しかし重砲と対空砲は不足している。それは多分、五四個師団と航空機五〇〇を動員、配備出来る。しかしその物資は、これらを長く展開出来ることからほど遠い。the same 10. ポーランドは戦略的に、今やドイツと三境界線を接している。その海への出口と、シレジア工業地帯は容易に独軍の進入を許す。一方西部の広闊な平原は、東プロシアとカルバチアからの進入と共に独軍の容易な進攻経路となる。尚、独空軍は純粹軍事行動に優勢を持し得る(ワルソーは、東プロシア国境からせ

- (13) DBFP. V. III, No. 1.) の問題につき、対ボーランド勧説は、実に屢々なされ、それは独ソ不可侵協定締結時迄もなされるのであるが、ボーランドはこれに解決の道を与えたかった。最後ボーランドが、これに前向きの姿勢を示すのであるが、それは、独ポ開戦のその日であつたとさえ言つてよい状態であった。一九三九年夏期を通じ、駐ソ英仏大使 (Sir W. Seeds & M. Cambon) 等が問題解決に車輪の活動を展開した。(1)ルーマニアを含め、ソ連の援助を受け入れて、対独戦線を構築する。(2)ボーランドのある地域に、この為、ソ軍の駐留を認める。(3)この為のソ軍の要請は次の如くである。(a)とくにウイルノ地峡を含むボーランド地域の通過。これは東プロシアの独軍に対抗する為である。(b)敵軍と接触する為、ボーランド・ガリシアを通過する。(c)独軍進攻を迎撃する為、ルーマニア地域を使用する。これが、ボーランドに対する英仏両国との要請の具体的な内容であつた。そしてボーランドはこれに前説の如く反対する。ソ連はこれを見越して、ソ連は、ボーランド、ルーマニアと何の条約関係も有しないので、この問題の解決については、英仏両国政府が責任を以て努力してくれる様に要求した。この条件がみたされねば、これ以上の問題の交渉は無効である、と主張するのであつた。そしてこれに従つて英仏駐モスクワ大使は、問題解決に英仏両国政府、ボ・ル両国政府に働きかけて前述の如く努力をくりかえすのであつた。
- (14) FP. pp. 846—47. ルーマニアに対する保障については、以下の様な事情が先行していた。一九三九年の春、ドイツによるルーマニア攻撃の噂が、ロンドンでしきりに行われていたので、英國政府は、ルーマニアと関係不良である(第一大戦と共にルーマニアによるベッサラビアの奪取)ソ連邦にルーマニアの安全保障についてたゞすところがあつた。ソビエトは、この仮定の問題につき、三月一九日、ブカレストにおいて次の六カ国による会談において、これを検討したいと申し入れた。英仏ソ、ルーマニア、ボーランド、トルコの六カ国であり、彼等は、ルーマニア問題に最も関心の高い國々であるとされた。しかし英國政府はこの様な時間をくつた会議の招請に反対した。理由は、何と、「時期尚早」というのであつた。そして同政府は、英仏ソ・ボーランドによる次の宣言を採択することを提案した。「歐州の一国に對して企てられる独立侵害の行動に対し」四国は直ちにるべき共同手段につき協議する、と。しかし、これに対し、ボーランド外相ベックが反対し、結局この案はついた。それは、註(13)にのべたソビエト忌避の態度からであつた。こうした事情の下に英國の中東欧諸国独立、領土一体性保障が結果することは屢々言及する如くである。
- (15) 「第二次世界大戦の史的背景」拙著、二三書房、一九九四年刊、二六一一六三頁、参照。

(16)

法学論集第三十号、「一九三九年不可侵協定への独ソ交渉の端緒」、一九九三・三・五二一五四頁。

(17)

WAB, pp. 36-37. ドイツによるポーランド攻撃は、一九三九年九月一日午前四時四十五分にはじまつた。宣戰布告はなかつた。これは策戦白と呼ばれた(Fall Weiss)。投入兵力五三個師団、六装甲部隊と全機械化部隊がこれに含まれていた。西部

戦線には、一〇個師団のみ残された、ドイツはこれで充分活動可能なりと判断していた。総司令官フラウキッチ大将(Brauchitsch)、北軍ボック(Bock)、南軍ルントショテット(Rundstedt)、ボック軍司令官軍・キュッヒラー(Küchler)、第四軍・

クルーゲ(Kluge)、第三軍)、ルントショテット軍・プラスコビッチ(第八軍)・ライヒェナウ(Reichenau)第一〇軍)・リスト(List)第一四軍)であった。グデリヤン(Guderian)、クライスト(Kleist)が装甲部隊を指揮した。空軍は、ケッセル

リンク(Kesselring)とレーナー(Löhr)に指揮され、一六〇〇機がこれに所属した。ルントショテット軍は、ボ領南北のシリシアから侵入を開始し、プラスコビッチの左軍は、ボズナンを指向。右軍リストは、クラコウからカルパチア山系に向つた。中央軍ライヒェナウは、ワルソーとサンドミニエルツ市の間をビスチュラ河めぐして進撃した。キュッヒルは東プロシアから南下してワルソーと東のベッグ河ラインをめぐらし、クルーゲは、ポーランド回廊を横切つて、南下するキュッヒル軍との結合をはかつた。ポーランドは、一一三個歩兵正規軍師団と七個動員師団を有するに止まつた。装甲部隊は一個師のみで、大砲は数少なかつた。騎兵の大部隊がこれに加わつて、予備兵は八月三〇日に動員下令され、陣容どとのわなかつた。空軍は五〇〇機で、時代おくれと言われ、独軍侵撃を喰止める力をもたなかつた。ポーランド軍総司令官スマグリ・リツは、

摩下の有力部隊をポーランド北西部に展開し、ボズナンとポーランド回廊に大部隊を配した。前進守備をとつて攻撃する戦術が実施されたが、これに甚大な損害を生じた。多くの部隊は、新手の補充部隊が到着する前に次々打ち破られた。全線で、訓練・装備にまさる独軍は、緒戦で勝利を収めた。海空軍戦闘でも状況は、同様であつた。四ポーランド駆逐艦のうち三隻が、戦闘開始前英國にのがれ、後、一潜水艦が同様の挙に出た。緒戦第一日に独ドレッドノート型戦艦ニューレッスヴィッヒ・ホルスタイン号がウエスター・プラットのポーランド海軍基地を砲撃した。以上が戦闘開始、一九三九年九月一日の戦況であつた。

(18) FPP, pp. 144-45. ベックは、政治と商業関係を結び合わすことを避けたい気持からロンドン会談の日程に経済問題を含ませることを拒否していた。ワルソーに帰着してから彼は駐ポ英大使ケンナード(Sir Howard Kennard)に試案として、ポーランドの財政的必要を打明けた。そして駐英ポ大使ラシンスキ(Count Edward Raczyński)にこれにつきヨーロッパ銀行とハリファックスに接触する様下令した。原則として英國政府は、これに好意的に対応した。かくしてポーランド代表団は、

ポーランド銀行総裁コッホ(Adam Koc)を団長として、六月、ロンドンに向け出発した。交渉のそもそもそのはじめから英ポ両国の思惑は喰い違っていた。ポーランド側は、長期の財政的、経済的調整を欲し、英國大蔵省と英國銀行は、主としてポーランドの武器買付けの援助をすることをめざしていた。しかもこれらは英國も緊急の必要とするところで、その供給は、自ら限られたものとなる筈であった。ポーランドは、無制約の商業クレジットと現金借款を欲した。英國は、コモンウェルス内の武器買付けの為の輸出クレジットを与えるとし、また現金に兌換出来る金地金と外國為替による借款を与えることを望んだ。これはポーランドにとって一方、厄介なものであった。五千万ポンド、少くとも二千五百万ポンドを与える代りに英政府は約八百万ポンドの輸出クレジットと五五〇万ポンドの譲渡性現金借款の提供を申出た。両国間のギャップをうめる相互的な努力にかかわらず、八百万ポンド余の商業クレジットのみが七月に実現した。同時に平行的四億三千万フランのフランス・クレジットが獲得された。現金クレジットは、ポーランド侵略が開始された日から六日後の九月七日になって漸く実現した。英國において、買付けられた戦争物資は、船積みがおくれ、戦争開始に間に合わなかつた。このゆっくりした財政論議は、結局失敗と言え、この結果、ポーランドの装備必要な、満足せられず、多量の人的資源はこの為戦争の破裂した時、充分に活用せられないままとなつた。外国、とくにドイツでは、このことから英仏のポーランド援助は、決して効果的なものでなく、おそれるに足らないものだと結論づけられた。